

★ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十三号）（健康対策課）

一 改正の要旨

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正などに伴い、措置入院者等からの費用徴収に係る規定について必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年七月三日